

## 第6回和歌山県景観条例等検討委員会 議事録

日時：平成20年2月5日（火）14:00～16:00

場所：ダイワロイネットホテル和歌山 4階「ブリエ」

区分	氏名	所属	備考	
委員長	西村幸夫	東京大学大学院工学系研究科都市デザイン専攻 教授		
副委員長	濱田學昭	和歌山大学システム工学部環境システム学科 教授		
委員	嘉名光市	大阪市立大学大学院工学研究科都市系専攻 准教授		
	小浦久子	大阪大学大学院工学研究科地球総合工学 准教授		
	坂本勲生	熊野本宮語り部の会会長		
	田中昭彦	田中・遠藤法律事務所長		
	津浦 裕	湯浅伝統的建造物群保存地区保存協議会委員		
	筒井洋和	社団法人和歌山県宅地建物取引業協会副会長		
	中野久生	社団法人和歌山県建築士会会長		
	藤本 弘	和歌山県屋外広告美術協同組合副理事長		
	前 秀明	高野町景観づくり審議会会長		
	山形毅章	和歌山ターミナルビル株式会社代表取締役社長		
	山田良治	和歌山大学経済学部観光学科 教授		
	事務局	茅野牧夫	和歌山県県土整備部長	
		土橋一文	和歌山県県土整備部都市住宅局長	
松本兼一		和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課長		
坂口唯之		和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課副課長		
永田和之		和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課都市計画班長		
野口利也		和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課主任		
小松克之		和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課主査		
中塚 一		(株) 地域計画建築研究所大阪事務所計画部長		
坂井信行		(株) 地域計画建築研究所大阪事務所次長		
絹原一寛		(株) 地域計画建築研究所大阪事務所主任		

### ○ 議事

#### ● 和歌山県景観計画（素案）について

委員 A： 議論の前に補足しておきたいが、府県の景観計画には様々な特色が出てきている。和歌山県では、世界遺産の景観が損なわれないよういち早く措置を講じたい、というところが出発点となっているので、重要なところを先行して決めて、その後特定景観形成地域を順次指定していくことで充実を図る、という「成長する景観計画」ともいべきアプローチとなっている。そうした前提で、この枠組みで良いのかどうか、あるいは行為の制限がこの考え方で良いのかどうか、を議論していこうということである。

委員 B： 中辺路といえば熊野川から本宮大社、浜の宮から那智大社までのルートもあるが、資料の景観計画の区域の図にはそれらが含まれていないように見える。

本来は入れてしかるべき。

規制を導入していくには、関係市町村の職員が受け入れられるかどうかが大  
事であり、内容の周知などはどうされているのか。

事務局：今回設定した中辺路の範囲は、観光客が主に訪れる場所を選定している。

市町村については、条例検討前に各市町村長に内容説明をしており、協力の  
了解を得ている。市町村についても連絡のための会議を実施しており、また本  
委員会にも特定景観形成地域として検討している世界遺産関連の市町には出席  
してもらっている。

委員 C：景観条例・計画もできあがってから効果が上がるかどうか的大事。例えば、  
景観重要樹木として田辺市中辺路町福定にある大イチョウなどは指定されてし  
かるべきだが、実際にどのような手順で指定されるのか。使いやすい運用にし  
て頂きたいと思う。

事務局：地元で意義を理解して提案して頂くことが重要と考えている。制度について  
は周知徹底を図るとともに、具体的な指定方法は今後検討していきたい。

委員 A：景観重要建造物・樹木と、景観条例に記載されている景観資源とはどう整理  
されているのか。

事務局：景観資源は県民の方々に親しまれているものを知って頂くという意味で幅広  
に捉えている。景観重要建造物・樹木は景観法に基づく指定で維持管理など規  
制が生じるものなので、所有者の理解を得ながら指定したい。

委員 A：景観資源は広めに考え、そのうち保全の手だてが必要なものは景観重要建造  
物・樹木に指定するという考え方か。

委員 D：今回の検討エリアは広大に及んでおり、規制が増えれば土地の資産価値が目  
減りするのでは、という危惧もある。また、区画、形質の変更の届出には期間  
や手間もかかり、罰則も適用されとなれば土地所有者及び事業者への負担を  
強いることにもなる。対象範囲についても周知徹底して頂きたい。

事務局：決して建てさせないということではなく、周辺と調和した形にしてもらおう、  
という趣旨である。手続きには建築確認申請の図面を利用するなど、事業者  
に過度の負担を強いることのないよう配慮したい。

委員 E：特定景観形成地域は上乘せの基準を定めるということだが、少なくとも一般  
地域で定める最低限の届出対象行為・基準は引き継がれていくと理解して良  
いのか。

事務局：特定景観形成地域で何を対象とするかはまだ決定していないが、よりきめ細  
かく対応したいと考えている。

委員 E：世界遺産の景観には、山々、集落、道路、河川など様々な対象があるが、そ  
れらにはいくつかの関わる主体があり、森林法、自然公園法、河川法などの規  
制もある。計画論として、まずそれらの全体像を明らかにし、その上でどの部

分を景観法が担い運用するのか、を示してほしい。

委員 F : 資料の良好な景観の形成に関する方針が示されている中で、中辺路では山なみへの眺望といった方針が出されているが、景観計画区域内全域の方針ではそうした山、あるいは山なみといった要素が出されていない。区域内全域の骨格としても重要だと思われるので、配慮頂ければ。

委員 G : 山なみに霧がかかった荘厳な景観は和歌山らしいものだと思うが、いざ景観法でどのようにして守れるのか、となると難しく、今後の課題である。

委員 E : 方針は様々な書き方があるが、和歌山県が一体どのような使い方をするのかは議論の余地がある。例えば、基準に書ききれない考え方を方針で記載し、法定の計画として位置づけ、指導の際にも活用する、といった方法もあるが、和歌山県の考え方をお聞きしたい。

現行の案では、協働のまちづくりを推進するとしているが、今の活動への評価には触れられていないし、先ほどの充実する・成長させていくという考え方を盛り込むことも考えられる。また、都市計画ではコントロールできない山なみ・農村の部分の考え方も積極的に位置づけるといった方法もある。

事務局 : 現行の案は昨年度に開催した懇話会での意見を踏まえたものであるが、これから充実させていきたいので、ご意見を元にさらなる検討を重ねたい。

委員 D : 景観農業振興地域について、農地の保全も景観上重要だと思われるが、市町村の取り組みに対する補助などは考えておられるのか。ある程度は予算を確保して取り組まれることが望ましいのでは。

事務局 : 景観農業振興地域整備計画は市町村が策定するものだが、支援については現段階では未定である。

委員 A : これまでに比べて可能性は増えるのではないかとと思われる。

委員 C : インターチェンジ出口付近などで派手な看板や建物が目立っているが、既設のものに対して働きかけるしくみは条例には用意されていないのか。

事務局 : 既設のものへの働きかけは難しい。誰もが好ましくないと感じるものは指導していきたいと考えているが、どこまでできるか。

委員 A : 派手な色彩は慎むべきだということであれば、色彩の基準を設定するということになるが、そうしたこともこの委員会で扱っていくことになる。基準が定められれば、既設のもので基準に合わないものは既存不適格となり、次にやり替える時に基準に合うように指導していくことになる。

委員 H : 第8回以降の委員会で、屋外広告物条例改正を検討するとのことだが、どのような資料で議論しようと考えておられるのか。

事務局 : どのようなものが景観を阻害しているのか、といったものをお示ししながら検討して頂きたいと考えている。

委員 I : 経済では具体的な目標として成長率何%などと設定するが、この景観計画で

は手法は記載されているものの、一体どのような景観をつくっていかうとしているのかが記載されていない。スコットランドの計画では20～30年後の山なみのビジョンを示していた。この計画の中にビジョンがどういう形で入ってくるのか。

委員 A： 2段階の考え方があって、まず景観計画区域内全域で目指すべき景観を一義的に決めるのは難しいが、ふさわしくないものは決められるので、それを全域の基準として定めていくことになる。その上で、特定景観形成地域ではより積極的な目標を位置づけていこうというものである。資料でも記載されているが、今後もう少し詳しく議論されるべき事柄であろう。

だが、何を持って良い景観とするのか、という問いかけは今後とも続くと思われるので、県の方でも継続して考え続けていかねばならない。

委員 G： 良好な景観像が定まらない中で議論するという形になっているが、地域の方々とも一緒に議論していく中で明確になっていくものであると考える。時間をかけて意識を醸成し育てていくことが肝要で、例えば観光マップに景観の情報を盛り込んでいくなどの取り組みも考えられる。

一方でそれを実現する力、あるいはインセンティブも必要で、和歌山県では中山間地域等直接支払制度（注：中山間地域における農業生産活動を支援し、農村が持つ国土保全や水資源のかん養等の多面的機能を維持・確保するため、一定の交付条件を満たす農業者に対し、条件の不利性を補正する直接支払制度）などもあるが、例えば景観に寄与する農地の保全には補助の上乗せをする、といった仕組みも考えられる。

委員 E： 資料の行為の制限で示されている内容は景観計画区域内全域を対象としたネガティブ・チェックだが、工作物についてここまで細かく分類するのが良いのかどうか。細かくすればするほど運用が難しくなるのではないか。

また、これらの基準を検討する上では、どのような景観のどういったところを問題としており、どう良くしていくのか、背景となる考え方をきちんと説明してほしい。

委員 J： 景観協議会では環境配慮といった内容は扱わないのか。

また、資料の行為の制限について、風力発電施設は工作物の「鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの」に該当すると考えて良いのか。

採石法は通常産業部局が所管することが多いが、和歌山県では県土整備部が所管するというので、連携も採りやすいと思う。

事務局： 環境配慮は通常環境部局で扱うが、必要に応じて協議会の場に参画を求めるなどしたい。

風力発電施設はご指摘の通り。

委員 G： 風力発電施設は海上での設置も考えられるが、本計画は海面なども含まれているのか。海岸の景観も重要と思われるので検討頂きたい。

事務局 : ご指摘を踏まえ検討したい。

委員 B : 中辺路には熊野川もぜひ加えてほしい。大辺路は海岸が望める部分も多くあるので、ゆくゆくはこうしたところも特定景観形成地域に加えてほしい。また、古道は小辺路、伊勢路も含めてできているので、隣接する奈良県、三重県ともどう関わっていくのか、も含めて検討してほしい。

委員 A : 多数のご意見を頂いた。

まず、景観計画の全体をどう考えるのか、特に景観計画区域内全域と特定景観形成地域との関係が論点となった。

景観形成の方針についてはいくつか足りないところが指摘された。本来ならば地域別構想なども書ければ良いが、そこまで行き着くのは時間上難しいので、その上でどうバランスを取るか、が課題。

行為の制限については、それをもってどのように景観を向上させようとしているのか、具体的な景観のイメージを示すべきとの意見があった。また、現在は他法令で届出が担保されている、整合が取れているものを対象としているが、それが必ずしも景観上重要とは限らないとの指摘もあり、必要に応じて積極的に数値基準などを設定することもあり得る。

特定景観形成地域の熊野参詣道（中辺路）については、これから具体的なイメージを出して頂き、議論したい。

全体としては取りかかりの部分であり、ようやくこれからという段階かと思うので、次回以降引き続き議論していきたい。